

鳥取県土木工事共通仕様書の改定の概要について

令和8年2月
鳥取県県土整備部技術企画課

1 共通仕様書特記事項の改定

○国交省が各地方整備局で独自の仕様を『地方整備局 運用』として作成しているのと同様に、県独自部分を可能な限り『鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項』としてとりまとめ、県独自部分を明確にし、国交省仕様書との統一化を図ることとしている。

(1) 鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項

○県の通知文の文章に見直しが必要な箇所があり、その部分を修正し改定を行った。

【県独自基準で改定する項目】

現行の編章	改定概要
第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-6 監督員 1-1-1-27 工事中の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督補助員を監督助手に改めた ● 現場環境改善費等を新規追加
第6編 河川編 第3章 樋門・樋管 6-3-5 銘板及び標示板	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態を踏まえた規定の変更
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤 8-1-8-1 一般的事項 8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載内容の誤りを修正 ● 記載内容の誤りを修正

2 国交省仕様書に準じた仕様書の改正

○ 現行仕様書は、令和7年4月1日以降調達公告の工事から適用され、その後、国交省仕様書が令和7年3月に改定を行ったため、この改定に併せて最新の仕様書の改定を行った。

(1) 国交省仕様書に合わせて追加・見直した仕様

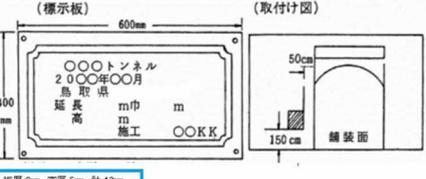
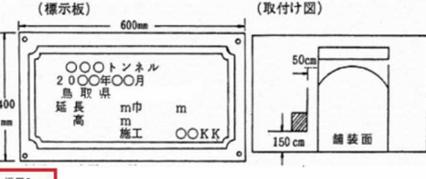
【国交省仕様書に合わせて追加・見直した項目】

編章節	見直し概要
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-21 工事完成検査 1-1-1-22 既済部分検査等 1-1-1-31 環境対策 1-1-1-33 交通安全管理 1-1-1-35 諸法令の遵守 1-1-1-40 特許権等	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 記載内容の誤りを修正 ● 5 記載内容の誤りを修正 ● 6 諸基準類の改定に伴い修正 ● 5 諸法令の改定に伴い修正 ● 14 諸法令の改定に伴い修正 ● 諸基準類の改定に伴い修正 ● 3 諸基準類の改定に伴い修正
第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミクストコンクリート 1-3-3-2 工場の選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 1(1) 諸基準類の改定に伴い修正
第7節 鉄筋工 1-3-7-1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 2 記載内容の誤りを修正
第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 骨材 2-2-3-4 一般事項 2-2-3-5 フィラー 2-2-3-6 安定材	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 実態を踏まえた規定の変更 ● 「表2-2-12」の表名を変更 ● 「表2-2-13」の追加 ● 2 図表の追加により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 3 図表の追加により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 1 条文追加及び図表の追加により条文の図表番号の修正並びに図表番号の修正
第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-2 セメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 図表の追加により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正
第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-2 セメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 図表の追加により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正
第8節 瀝青材料 2-2-8-1 一般瀝青材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 図表の追加により条文の図表番号の修正 ● 2 図表の追加により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正

編章節	見直し概要
2-2-8-3 再生用添加剤	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 図表の追加により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 4 図表の追加により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 5 図表の追加により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 6 図表の追加により条文の図表番号の修正 ● 7 図表の追加により条文の図表番号の修正 ● 図表の追加により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正
第 12 節 道路標識及び区画線 2-2-12-1 道路標識	<ul style="list-style-type: none"> ● 図表の追加により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正
第 3 編 土木工事共通編 第 2 章 一般施工 第 2 節 適用すべき諸基準 3-2-2-0	<ul style="list-style-type: none"> ● 諸基準類の改定に伴い修正
第 3 節 共通的工程 3-2-3-25 銘板工	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 実態を踏まえた規定の修正
第 6 節 一般舗装工 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料 3-2-6-7 アスファルト舗装工 3-2-6-8 半たわみ性舗装工 3-2-6-9 排水性舗装工 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工 3-2-6-12 コンクリート舗装工	<ul style="list-style-type: none"> ● 5 諸基準類の改定に伴い修正及び条文の追加 ● 5 「表 3-2-21」及び「表 3-2-22」を削除 ● 9 文献の発行に伴い修正 ● 14 図表の削除により条文の図表番号の修正 ● 15 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 3 (3) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 4 (1) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 4 諸基準類の改定に伴い修正 ● 2 (2) 諸基準類の改定に伴い修正 ● 3 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 4 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 5 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 6 (2) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 8 (1) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 8 (2) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 9 (1) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 11 (1) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 13 (4) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 3 (3) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 4 (1) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 6 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 7 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 9 諸基準類の改定に伴い修正 ● 13 (2) 図表の削除により条文の図表番号の修正 ● 13 (4) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 14 (9) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正
第 10 節 仮設工 3-2-10-5 土留・仮締切工 3-2-10-23 足場工	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 諸基準類の改定に伴い修正 ● 諸基準類の改定に伴い修正
第 12 節 工場製作工 (共通) 3-2-12-2 材料 3-2-12-3 桁製作工 3-2-12-8 アンカーフレーム製作工 3-2-12-11 工場塗装工	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 4 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 5 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 7 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 1 (2) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 1 (8) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 1(11)①図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 1(11)②図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 1 (12) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 1 (13) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 2 (1) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 2 (2) 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 2 (3)②図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 2 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正 ● 3 図表の削除により条文の図表番号の修正及び図表番号の修正
第 6 編 河川編 第 1 章 築堤・護岸 第 2 節 適用すべき諸基準 6-1-2-0	<ul style="list-style-type: none"> ● 諸基準類の改定に伴い修正
第 6 編 河川編 第 3 章 樋門・樋管 第 2 節 適用すべき諸基準 6-3-2-0	<ul style="list-style-type: none"> ● 諸基準類の改定に伴い修正
第 6 編 河川編 第 4 章 水門 第 2 節 適用すべき諸基準 6-4-2-0	<ul style="list-style-type: none"> ● 諸基準類の改定に伴い修正
第 3 節 工場製作工 6-4-3-8 casting 費	<ul style="list-style-type: none"> ● 諸基準類の改定に伴い修正

編章節	見直し概要
第6編 河川編 第5章 堰 第1節 適用 6-5-1-0	● 5 諸基準類の改定に伴い修正
第2節 適用すべき諸基準 6-5-2-0	● 諸基準類の改定に伴い修正
第6編 河川編 第6章 排水機場 第2節 適用すべき諸基準 6-6-2-0	● 諸基準類の改定に伴い修正
第6編 河川編 第7章 床止め・床固め 第2節 適用すべき諸基準 6-7-2-0	● 諸基準類の改定に伴い修正
第10編 道路編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき諸基準 10-1-2-0	● 諸基準類を一部削除
第7節 擁壁工 10-1-7-1 一般事項	● 2 条文を一部削除
第10編 道路編 第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 10-2-2-0	● 諸基準類の改定に伴い修正
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第3節 工場製作工 10-4-3-11 鑄造費	● 諸基準類の改定に伴い修正
第10編 道路編 第5章 コンクリート橋上部 第3節 工場製作工 10-5-3-7 鑄造費	● 諸基準類の改定に伴い修正
第10編 道路編 第6章 トンネル (NATM) 第2節 適用すべき諸基準 10-6-2-0	● 諸基準類の改定に伴い修正
第8節 坑門工 10-6-8-6 銘板工	● 2 諸基準類の改定に伴い修正
第10編 道路編 第7章 コンクリートシェッド 第6節 シェッド付属物工 10-7-6-5 銘板工	● 2 諸基準類の改定に伴い修正
第10編 道路編 第8章 鋼製シェッド 第7節 シェッド付属物工 10-8-7-5 銘板工	● 2 諸基準類の改定に伴い修正
第10編 道路編 第14章 道路維持 第2節 適用すべき諸基準 10-14-2-0	● 諸基準類の改定に伴い修正
第4節 舗装工 10-14-4-7 路上再生工	● 1(3)記載内容の誤りを修正 ● 2(2)①図表の削除により条文の図表番号の修正 ● 2(3) 図表の削除により条文の図表番号の修正
第10編 道路編 第16章 道路修繕 第2節 適用すべき諸基準 10-16-2-0	● 諸基準類の改定に伴い修正

項目見出し	現行	改定後	改定理由																																																																																																
第2編 材料編 第2章 土木材料 第3節 骨材 2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材	<p>表2-2-4 再生砕石の粒度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>粒度範囲 (呼び名)</th> <th>40~0 (R.C-40)</th> <th>30~0 (R.C-30)</th> <th>20~0 (R.C-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるい目の開き</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>50~80</td> <td>55~85</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>80~90</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>15~40</td> <td>15~45</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>5~25</td> <td>5~30</td> <td>10~35</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。</p>	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (R.C-40)	30~0 (R.C-30)	20~0 (R.C-20)	ふるい目の開き				50mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	—	95~100		28.5mm	—	—	100	19mm	50~80	55~85	95~100	13.2mm	—	—	80~90	4.75mm	15~40	15~45	20~50	2.36mm	5~25	5~30	10~35	<p>表2-2-4 再生砕石の粒度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>粒度範囲 (呼び名)</th> <th>40~0 (R.C-40)</th> <th>30~0 (R.C-30)</th> <th>20~0 (R.C-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるい目の開き</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>50~80</td> <td>55~85</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>80~90</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>15~40</td> <td>15~45</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>5~25</td> <td>5~30</td> <td>10~35</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。</p>	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (R.C-40)	30~0 (R.C-30)	20~0 (R.C-20)	ふるい目の開き				50mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	—	95~100		28.5mm	—	—	100	19mm	50~80	55~85	95~100	13.2mm	—	—	80~90	4.75mm	15~40	15~45	20~50	2.36mm	5~25	5~30	10~35	諸基準類の改定に伴う																
粒度範囲 (呼び名)	40~0 (R.C-40)	30~0 (R.C-30)	20~0 (R.C-20)																																																																																																
ふるい目の開き																																																																																																			
50mm	100																																																																																																		
37.5mm	95~100	100																																																																																																	
31.5mm	—	95~100																																																																																																	
28.5mm	—	—	100																																																																																																
19mm	50~80	55~85	95~100																																																																																																
13.2mm	—	—	80~90																																																																																																
4.75mm	15~40	15~45	20~50																																																																																																
2.36mm	5~25	5~30	10~35																																																																																																
粒度範囲 (呼び名)	40~0 (R.C-40)	30~0 (R.C-30)	20~0 (R.C-20)																																																																																																
ふるい目の開き																																																																																																			
50mm	100																																																																																																		
37.5mm	95~100	100																																																																																																	
31.5mm	—	95~100																																																																																																	
28.5mm	—	—	100																																																																																																
19mm	50~80	55~85	95~100																																																																																																
13.2mm	—	—	80~90																																																																																																
4.75mm	15~40	15~45	20~50																																																																																																
2.36mm	5~25	5~30	10~35																																																																																																
第2編 材料編 第2章 土木材料 第3節 骨材 2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材	<p>表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>粒度範囲 (呼び名)</th> <th>40~0 (R.M-40)</th> <th>30~0 (R.M-30)</th> <th>25~0 (R.M-25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるい目の開き</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>28.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>60~90</td> <td>60~90</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55~85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>30~85</td> <td>30~85</td> <td>30~85</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>5~50</td> <td>5~50</td> <td>5~50</td> </tr> <tr> <td>425µm</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> </tr> <tr> <td>75µm</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕再生骨材の強度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。</p>	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (R.M-40)	30~0 (R.M-30)	25~0 (R.M-25)	ふるい目の開き				50mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	—	95~100	100	28.5mm	—	—	95~100	19mm	60~90	60~90	—	13.2mm	—	—	55~85	4.75mm	30~85	30~85	30~85	2.36mm	5~50	5~50	5~50	425µm	10~30	10~30	10~30	75µm	2~10	2~10	2~10	<p>表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>粒度範囲 (呼び名)</th> <th>40~0 (R.M-40)</th> <th>30~0 (R.M-30)</th> <th>25~0 (R.M-25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるい目の開き</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>28.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>60~90</td> <td>60~90</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55~85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>30~85</td> <td>30~85</td> <td>30~85</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>20~80</td> <td>20~80</td> <td>20~80</td> </tr> <tr> <td>425µm</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> </tr> <tr> <td>75µm</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕再生骨材の強度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。</p>	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (R.M-40)	30~0 (R.M-30)	25~0 (R.M-25)	ふるい目の開き				50mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	—	95~100	100	28.5mm	—	—	95~100	19mm	60~90	60~90	—	13.2mm	—	—	55~85	4.75mm	30~85	30~85	30~85	2.36mm	20~80	20~80	20~80	425µm	10~30	10~30	10~30	75µm	2~10	2~10	2~10	諸基準類の改定に伴う
粒度範囲 (呼び名)	40~0 (R.M-40)	30~0 (R.M-30)	25~0 (R.M-25)																																																																																																
ふるい目の開き																																																																																																			
50mm	100																																																																																																		
37.5mm	95~100	100																																																																																																	
31.5mm	—	95~100	100																																																																																																
28.5mm	—	—	95~100																																																																																																
19mm	60~90	60~90	—																																																																																																
13.2mm	—	—	55~85																																																																																																
4.75mm	30~85	30~85	30~85																																																																																																
2.36mm	5~50	5~50	5~50																																																																																																
425µm	10~30	10~30	10~30																																																																																																
75µm	2~10	2~10	2~10																																																																																																
粒度範囲 (呼び名)	40~0 (R.M-40)	30~0 (R.M-30)	25~0 (R.M-25)																																																																																																
ふるい目の開き																																																																																																			
50mm	100																																																																																																		
37.5mm	95~100	100																																																																																																	
31.5mm	—	95~100	100																																																																																																
28.5mm	—	—	95~100																																																																																																
19mm	60~90	60~90	—																																																																																																
13.2mm	—	—	55~85																																																																																																
4.75mm	30~85	30~85	30~85																																																																																																
2.36mm	20~80	20~80	20~80																																																																																																
425µm	10~30	10~30	10~30																																																																																																
75µm	2~10	2~10	2~10																																																																																																

項目見出し	現行	改定後	改定理由																																																																																														
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 3-2-3-32 かごマット工	表3-2-10 要求性能の確認方法 <table border="1" data-bbox="496 215 922 622"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求性能</th> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS G 3047の試験法で使用する試験機によるメッシュ荷重後の母材鉄線の断面測定</td> <td>メッシュを剥いた状態で母材鉄線の断面測定</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強度</td> <td>流石の破断強度及び流石に高強度を有する鉄線鋼帯の一部として使用するために必要な強度を有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3047に準拠)</td> <td>-</td> <td>引張強さ 200N/mm²以上</td> </tr> <tr> <td>引張強さを有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3047に準拠)</td> <td>-</td> <td>引張強さ 200N/mm²以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐久性</td> <td>流水中での耐用年数30年程度を確保すること</td> <td>塩水浸透試験 (JIS G 3094に準拠)</td> <td>塩水(メチルオレンジ)濃度100ppm 試験時間 1,000時間</td> <td>メッシュ残存量 30%以上</td> </tr> <tr> <td>鉄線鋼帯試験</td> <td>引張試験</td> <td>引張強さ 200N/mm²以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を確保する品質の均質性を確保していること</td> <td>鉄線鋼帯基準「B」</td> <td>鉄材の品質管理</td> <td>に基づくこと</td> </tr> <tr> <td>環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を及ぼさず、廃棄物を発生しないこと</td> <td>鉄線鋼帯基準「1」</td> <td>適用規則</td> <td>に基づくこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記性能に加えて要求される性能</td> <td>摩耗抵抗 (磨耗試験)</td> <td>摩耗試験</td> <td>-</td> <td>摩耗抵抗 0.02以上</td> </tr> <tr> <td>摩耗抵抗 (磨耗試験)</td> <td>摩耗試験</td> <td>-</td> <td>摩耗抵抗 0.02以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】表3-2-10の確認方法に基づき、試験機による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線鋼帯基準「B」の「鉄材の品質管理」に基づき、定期的な母材の品質管理試験(表3-2-10)を行うものとする。</p> <p>【注2】メッシュ鉄線以外の母材についても、鉄線鋼帯基準「A」の「母材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督官員に提出し、確認を受けなければならない。</p>	項目	要求性能	試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3047の試験法で使用する試験機によるメッシュ荷重後の母材鉄線の断面測定	メッシュを剥いた状態で母材鉄線の断面測定	母材に傷が付いていないこと	強度	流石の破断強度及び流石に高強度を有する鉄線鋼帯の一部として使用するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3047に準拠)	-	引張強さ 200N/mm ² 以上	引張強さを有すること	引張試験 (JIS G 3047に準拠)	-	引張強さ 200N/mm ² 以上	耐久性	流水中での耐用年数30年程度を確保すること	塩水浸透試験 (JIS G 3094に準拠)	塩水(メチルオレンジ)濃度100ppm 試験時間 1,000時間	メッシュ残存量 30%以上	鉄線鋼帯試験	引張試験	引張強さ 200N/mm ² 以上	-	均質性	性能を確保する品質の均質性を確保していること	鉄線鋼帯基準「B」	鉄材の品質管理	に基づくこと	環境適合性	周辺環境に影響を及ぼさず、廃棄物を発生しないこと	鉄線鋼帯基準「1」	適用規則	に基づくこと	上記性能に加えて要求される性能	摩耗抵抗 (磨耗試験)	摩耗試験	-	摩耗抵抗 0.02以上	摩耗抵抗 (磨耗試験)	摩耗試験	-	摩耗抵抗 0.02以上	表3-2-10 要求性能の確認方法 <table border="1" data-bbox="954 215 1380 622"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求性能</th> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS G 3047の試験法で使用する試験機によるメッシュ荷重後の母材鉄線の断面測定</td> <td>メッシュを剥いた状態で母材鉄線の断面測定</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強度</td> <td>流石の破断強度及び流石に高強度を有する鉄線鋼帯の一部として使用するために必要な強度を有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3047に準拠)</td> <td>-</td> <td>引張強さ 200N/mm²以上</td> </tr> <tr> <td>引張強さを有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3047に準拠)</td> <td>-</td> <td>引張強さ 200N/mm²以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐久性</td> <td>流水中での耐用年数30年程度を確保すること</td> <td>塩水浸透試験 (JIS G 3094に準拠)</td> <td>塩水(メチルオレンジ)濃度100ppm 試験時間 1,000時間</td> <td>メッシュ残存量 30%以上</td> </tr> <tr> <td>鉄線鋼帯試験</td> <td>引張試験</td> <td>引張強さ 200N/mm²以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を確保する品質の均質性を確保していること</td> <td>鉄線鋼帯基準「B」</td> <td>鉄材の品質管理</td> <td>に基づくこと</td> </tr> <tr> <td>環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を及ぼさず、廃棄物を発生しないこと</td> <td>鉄線鋼帯基準「1」</td> <td>適用規則</td> <td>に基づくこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記性能に加えて要求される性能</td> <td>摩耗抵抗 (磨耗試験)</td> <td>摩耗試験</td> <td>-</td> <td>摩耗抵抗 0.02以上</td> </tr> <tr> <td>摩耗抵抗 (磨耗試験)</td> <td>摩耗試験</td> <td>-</td> <td>摩耗抵抗 0.02以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】表3-2-10の確認方法に基づき、試験機による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線鋼帯基準「B」の「鉄材の品質管理」に基づき、定期的な母材の品質管理試験(表3-2-10)を行うものとする。</p> <p>【注2】メッシュ鉄線以外の母材についても、鉄線鋼帯基準「A」の「母材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督官員に提出し、確認を受けなければならない。</p>	項目	要求性能	試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3047の試験法で使用する試験機によるメッシュ荷重後の母材鉄線の断面測定	メッシュを剥いた状態で母材鉄線の断面測定	母材に傷が付いていないこと	強度	流石の破断強度及び流石に高強度を有する鉄線鋼帯の一部として使用するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3047に準拠)	-	引張強さ 200N/mm ² 以上	引張強さを有すること	引張試験 (JIS G 3047に準拠)	-	引張強さ 200N/mm ² 以上	耐久性	流水中での耐用年数30年程度を確保すること	塩水浸透試験 (JIS G 3094に準拠)	塩水(メチルオレンジ)濃度100ppm 試験時間 1,000時間	メッシュ残存量 30%以上	鉄線鋼帯試験	引張試験	引張強さ 200N/mm ² 以上	-	均質性	性能を確保する品質の均質性を確保していること	鉄線鋼帯基準「B」	鉄材の品質管理	に基づくこと	環境適合性	周辺環境に影響を及ぼさず、廃棄物を発生しないこと	鉄線鋼帯基準「1」	適用規則	に基づくこと	上記性能に加えて要求される性能	摩耗抵抗 (磨耗試験)	摩耗試験	-	摩耗抵抗 0.02以上	摩耗抵抗 (磨耗試験)	摩耗試験	-	摩耗抵抗 0.02以上	記載内容の誤り
項目	要求性能	試験方法	試験条件	基準値																																																																																													
母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3047の試験法で使用する試験機によるメッシュ荷重後の母材鉄線の断面測定	メッシュを剥いた状態で母材鉄線の断面測定	母材に傷が付いていないこと																																																																																													
強度	流石の破断強度及び流石に高強度を有する鉄線鋼帯の一部として使用するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3047に準拠)	-	引張強さ 200N/mm ² 以上																																																																																													
	引張強さを有すること	引張試験 (JIS G 3047に準拠)	-	引張強さ 200N/mm ² 以上																																																																																													
耐久性	流水中での耐用年数30年程度を確保すること	塩水浸透試験 (JIS G 3094に準拠)	塩水(メチルオレンジ)濃度100ppm 試験時間 1,000時間	メッシュ残存量 30%以上																																																																																													
	鉄線鋼帯試験	引張試験	引張強さ 200N/mm ² 以上	-																																																																																													
均質性	性能を確保する品質の均質性を確保していること	鉄線鋼帯基準「B」	鉄材の品質管理	に基づくこと																																																																																													
環境適合性	周辺環境に影響を及ぼさず、廃棄物を発生しないこと	鉄線鋼帯基準「1」	適用規則	に基づくこと																																																																																													
上記性能に加えて要求される性能	摩耗抵抗 (磨耗試験)	摩耗試験	-	摩耗抵抗 0.02以上																																																																																													
	摩耗抵抗 (磨耗試験)	摩耗試験	-	摩耗抵抗 0.02以上																																																																																													
項目	要求性能	試験方法	試験条件	基準値																																																																																													
母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3047の試験法で使用する試験機によるメッシュ荷重後の母材鉄線の断面測定	メッシュを剥いた状態で母材鉄線の断面測定	母材に傷が付いていないこと																																																																																													
強度	流石の破断強度及び流石に高強度を有する鉄線鋼帯の一部として使用するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3047に準拠)	-	引張強さ 200N/mm ² 以上																																																																																													
	引張強さを有すること	引張試験 (JIS G 3047に準拠)	-	引張強さ 200N/mm ² 以上																																																																																													
耐久性	流水中での耐用年数30年程度を確保すること	塩水浸透試験 (JIS G 3094に準拠)	塩水(メチルオレンジ)濃度100ppm 試験時間 1,000時間	メッシュ残存量 30%以上																																																																																													
	鉄線鋼帯試験	引張試験	引張強さ 200N/mm ² 以上	-																																																																																													
均質性	性能を確保する品質の均質性を確保していること	鉄線鋼帯基準「B」	鉄材の品質管理	に基づくこと																																																																																													
環境適合性	周辺環境に影響を及ぼさず、廃棄物を発生しないこと	鉄線鋼帯基準「1」	適用規則	に基づくこと																																																																																													
上記性能に加えて要求される性能	摩耗抵抗 (磨耗試験)	摩耗試験	-	摩耗抵抗 0.02以上																																																																																													
	摩耗抵抗 (磨耗試験)	摩耗試験	-	摩耗抵抗 0.02以上																																																																																													
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料	表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格 <table border="1" data-bbox="496 779 922 891"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>呼び名</th> <th>表積密度 (g/cm³)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり残量 (%)</th> <th>水浸透率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラッシュラン製鉄スラグ</td> <td>CBS</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>単粒産製鉄スラグ</td> <td>SS</td> <td>2.45以上</td> <td>2.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】水浸透率の規格は、3ヶ月以上通常ユーイングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験経理費 B014を参照する。</p>	材 料 名	呼び名	表積密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり残量 (%)	水浸透率 (%)	クラッシュラン製鉄スラグ	CBS	-	-	50以下	2.0以下	単粒産製鉄スラグ	SS	2.45以上	2.0以下	30以下	2.0以下		表3-2-21の削除																																																																												
材 料 名	呼び名	表積密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり残量 (%)	水浸透率 (%)																																																																																												
クラッシュラン製鉄スラグ	CBS	-	-	50以下	2.0以下																																																																																												
単粒産製鉄スラグ	SS	2.45以上	2.0以下	30以下	2.0以下																																																																																												
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料	表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table border="1" data-bbox="496 992 922 1070"> <thead> <tr> <th>旧アスファルトの含有量</th> <th>%</th> <th>3.0以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの性状</td> <td>針入度 1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮係数 MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の遊粒分量</td> <th>%</th> <th>5以下</th> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>【注2】アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~13mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>【注3】アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が3種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試験料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求め、また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試験料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>【注4】アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>【注5】骨材の遊粒分量試験はJIS A 1103(骨材の遊粒分量試験方法)により求める。</p> <p>【注6】アスファルト混合物の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生用熱アスファルト混合物に利用可能。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート再生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>【注7】旧アスファルトの性状は、針入度または、圧縮係数のどちらかか基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.0以上	旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上		圧縮係数 MPa/mm	1.70以下	骨材の遊粒分量	%	5以下		表3-2-22の削除																																																																																		
旧アスファルトの含有量	%	3.0以上																																																																																															
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上																																																																																															
	圧縮係数 MPa/mm	1.70以下																																																																																															
骨材の遊粒分量	%	5以下																																																																																															
第10編 道路編 第6章 トンネル (NATM) 第8節 坑門工 10-6-8-6 銘板工			実態を踏まえた規定の変更																																																																																														